

地球電磁気・地球惑星圏学会納品・検収要領

2015年1月27日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、地球電磁気・地球惑星圏学会（以下、「学会」という。）が科学研究費助成事業により物品の購入を行う場合について、監督（納品確認）および検査（検収）の手続きについて定めるものである。

第2条 物品の購入を行う場合の納品確認および検収については、原則として学会の契約事務取扱要領に定める手続きに従うものとする。学会の契約事務取扱要領に定めのない事項については、本要領に従うものとする。

(運用手続)

第3条 物品の購入を行った場合は、監督会員あるいは監督の委託を受けたものが納品確認を行い、検査会員あるいは検査の委託を受けたものが検収を行ったうえで、別に定める様式に書面として記載するものとする。

第4条 立替払は可能な限り避けるものとする。ただし、やむを得ない理由が存在する場合には、会長の承認を得た上でその理由を記載することにより、立替払を行ってもよいものとする。

(雑則)

第5条 この規則により難しい場合については運営委員会が決定する。

(内規の改廃)

第6条 この要領の改廃は、運営委員会の議を経て行う。

附則 本要領は2015年1月27日より施行する。

納品確認書

地球電磁気・地球惑星圏学会
会長 殿

科学研究費助成事業名：

伝票番号：

物品：

数量：

立替払の有無：

立替払の場合の必要理由：

表記事業に必要な表記物品の納品について、確認をいたしました。

年 月 日

所属：

氏名（自著）：

表記事業のために必要な物品について、検収をいたしました。

年 月 日

所属：

氏名（自著）：